

物品見積心得

(総則)

第1条 北海道が発注する物品購入等に係る見積書の提出に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

(公正な見積りの確保)

第2条 見積書提出者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。

2 見積提出者は、見積書を提出するに当たっては、競争を制限する目的で他の見積書提出者と見積価格又は見積書提出の意思についていかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければなりません。

3 見積書提出者は、契約の相手方の決定前に、他の見積書提出者に対して見積価格を意図的に開示してはなりません。

(代理)

第3条 見積書提出者は、代理人をして見積書を提出させようとするときは、当該見積書の提出までに、その旨を証する書面（委任状）を振興局長に提出しなければなりません。この場合において、見積書には、見積書提出者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、見積書を提出するものとします。

2 見積書提出者又はその代理人は、当該見積書の提出に対する他の見積書提出者の代理をすることはできません。

3 見積書提出者は、競争入札の参加を排除されている者、又は競争入札の参加資格を停止されている者を見積書提出者の代理人とすることはできません。

(見積書の書換え等の禁止)

第4条 見積書提出者又はその代理人は、その提出した見積書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効とする見積書の提出)

第5条 次の各号のいずれかに該当する見積書の提出は、無効とします。

- (1) 記載金額その他見積り要件が確認できない見積書の提出
- (2) 記載金額（頭首金額）を加除訂正した見積書の提出
- (3) 記名がない見積書の提出
- (4) 見積書提出者又はその代理人が同一事項について二以上の見積書の提出をしたときの見積書の提出
- (5) 代理人が2人以上の者の代理をしてした見積書の提出
- (6) 見積書提出者が同一事項について他の見積書提出者の代理をしたときの双方の見積書の提出
- (7) 無権代理人の見積書の提出
- (8) 見積書の提出に関し不正の行為があった者を見積書の提出（当該行為が契約締結前に明らかとなったものに限る。）
- (9) その他見積書の提出に関する条件に違反した見積書の提出

(契約の相手方の決定)

第6条 有効な見積書の提出を行った者（見積書提出者が一社の場合を含む）で、かつ、予定価格の範囲内で最低の価格で見積りした者を、原則として、契約の相手方とします。

2 契約の相手方となるべき価格で見積書を提出した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより契約の相手方を決定することがあります。くじ引きは、最初に来庁した者から引き、当該見積書提出者が来庁できない場合は代わりに、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(契約の相手方として決定された者と契約を行わない場合)

第7条 契約の相手方として決定された者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該者とは契約の締結を行いません。

(定時見積の取りやめ等)

第8条 振興局長が定時見積を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、定時見積を延期し、又は取りやめることがあります。

(不正行為に伴う損害賠償等)

第9条 見積書の提出に関して談合等の不正行為があった場合は、契約で定めるところにより、賠償金を徴収し、又は契約を解除することがあります。